独自ドメインサービス　利用規程

第一章　総則

（利用規程の適用）

第 1 条　株式会社エヌ・ティ・ティ　エムイー（以下、当社といいます。）は、独自ドメインサービス利用規程（以下、本規程といいます。）を定め、この本規程を遵守することを条件として、利用契約の申込をしていただいたお客様（以下、申込者といいます。）に対し、本規程を適用します。

2. 当社は、本規程に基づき、当社が利用契約の申込を承諾したお客様（以下、契約者といいます。）に対し独自ドメインサービス（以下、本サービスといいます。）を提供し、契約者は本規程を遵守して、本サービスを受けるものとします。

（本規程の範囲）

第 2 条　本規程は、WAKWAK 利用条件等について当社が定めた WAKWAK 利用規約（以下、WAKWAK 利用規約といいます。）に基づく個別規程に該当し、WAKWAK 利用規約の一部を構成します。契約者は、本規程について、WAKWAK 利用規約とともに遵守するものとします。

（サービスの内容及び提供方法）

第 3 条　本サービスの内容は、契約者がインターネットにおける表 1 に定めるドメイン名の登録を行うとともに、そのドメイン名の維持管理機能の提供とします。

2. 当社は、ドメイン管理をおこなう上位組織へ申込者のドメイン名登録を行うサービスを提供します。

3. 当社は、本サービスを日本国内に主たる事務所を有する法人、日本国内に住所を有する個人に対して提供します。

（ドメイン資源管理団体の規約等の遵守義務）

第 4 条　当社は、この本規程の一部を構成する Internet Corporation for Assigned Names and Numbers（以下、ICANN といいます。）及び社団法人日本ネットワークインフォメーションセンター（以下、JPNIC といいます。）（以下 ICANN と JPNIC をあわせてドメイン資源管理団体といいます。）の定めるガイドラインおよび、紛争処理方針その他これに付随する規則を遵守する個人および法人に対してのみ本サービスを提供します。

2. 契約者は、ドメイン資源管理団体が必要に応じていつでも紛争処理方針および付随する規則を変更できる権限を持つことを承諾するものとします。紛争処理方針および付随する規則の変更後に契約者が契約者のドメイン名を継続して使用することは、その変更を承諾したものとします。

3. 契約者は、第三者が契約者のドメイン名に対し異議を申し立てたときにはその時点において効力のある紛争処理方針の規定に従うものとします。

4. ドメイン資源管理団体及び上位組織が採用するポリシー、ガイドライン、規約、規則、指針、その他の取り決め（以下、上位規約といいます）は、本規程に優先する効力を持つものとし、契約者は上位規約を遵守するものとします。

（ドメイン名の登録の停止・取消等）

第 5 条　契約者は、上位組織、レジストリ（ドメイン名の登録・管理業務を行う組織）又は当社が下記の場合において契約者のドメイン名登録を停止、抹消、取消、移転、修正する権利を保持することを承諾します。

（1）契約者が紛争処理方針をはじめとする上位規約に違反し上位組織、レジストリ又は当社による注意に対しても違反を是正しないとき

（2）ドメイン資源管理団体の定めたポリシーに基づく手続きによる場合

（3）ドメイン名登録を停止、抹消、取消、移転、修正する、各国（日本又は米国に限らない）の法律的な根拠がある場合

（4）上位組織及びその他レジストラ（ドメイン名の登録申請を受け付ける組織）、レジストリの管理者により、あらゆる種類のエラーを修正する場合

（5）ドメイン名に関する紛争を解決する場合

2. 契約者は、第 11 条の定めに従いレジストラ変更に伴う場合を除き、当社との利用契約が終了した場合には、当社がドメイン名登録を抹消することを承諾します。

（書類等の提出）

第 6 条　当社は、本サービスの提供に必要と判断する場合は、契約者に対し書類その他の資料等の提出をしていただくことがあります。

（登録情報の開示）

第 7 条　申込者又は契約者は、ドメイン資源管理団体、上位組織又はレジストリ、もしくは、ドメイン資源管理団体あるいは各国の法律等が要求または許可した第三者が、契約者の提供したドメイン名登録に関する情報を開示すること又は利用することを承諾するものとします。

2. 申込者又は契約者は、上位組織が第三者に対して開示することが許される、もしくは開示しなければならない情報についての条件をドメイン資源管理団体が定めること及びドメイン資源管理団体がそれらを変更することができることを承諾します。

（サービスの終了）

第 8 条　上位組織の解散、消滅、上位組織のドメイン名登録サービスの終了、あるいは、上位組織と当社との契約の終了等本サービスの提供が困難となった場合、その他当社の経営上の判断により当社は本サービスを終了することがあります。本サービスを終了するときは、その旨を電子メール等当社所定の方法で通知するものとします。ただし、この通知が到達しない場合であっても、本サービスの終了の効果に影響を与えないものとします。

第 2 章　契約

（契約申込）

第 9 条　申込者は、契約申込その他事後において当社に提供される情報が正確であることが、本サービスの申込、利用の継続及び提供契約の継続のための必須の要件であること、これに対する違反は、本サービスの申込の承諾及び継続的に利用できるか否かにかかわる重大な要件であることを確認します。

2. ドメイン名の選定は、申込者の責任において行うものとします。申込者が一度選択し申込を行ったドメイン名についてはいかなる理由にても変更できないこととします。ドメイン名に関わる紛争については、当社は第 17 条に従って免責されるものとします

3. 契約の申込において、本人確認のための資料を提出していただくことがあります。

4. 当社は、次の場合にはサービスの利用申込を承諾しないことがあります。申込の承諾後においても、次の場合が判明した場合は、当社は、契約の承諾を取り消すことができるものとします。

（1）ドメイン資源管理団体、上位組織又はレジストリのいずれかにより ドメイン名の登録が拒絶された場合

（2）表 1 に記載された取得条件に違反した場合

（3）が第 23 条第 1 項各号のいずれかに該当するとき

（4）申込者が過去において第 23 条第 1 項各号のいずれかに該当したとき、または、当社の提供するほかのサービスにおいて同様の行為を行ったことがあるとき

（5）本サービスの申込時に虚偽の事実を申請したとき

（契約期間）

第 10 条　本サービスの契約期間は、当社を通じてレジストラによりドメイン名が登録され、当社にその事実が登録された日、もしくは当社所定のレジストラ変更の申込みを通じて、他レジストラもしくは第三者から当社へ管理移管が行われ、当社にその事実が登録された日（以下、契約起算日とします。）から、表 1 に定められた契約期間とします。契約者が次項に従い、解約の申請処理を実施しない限り、引き続き 1 年間を単位として同一の条件で契約は更新されるものとします。

2. 契約の更新を希望しない場合は、契約者はオンライン会員サポートページに記載の処理期限（以下、処理期限といいます）までにオンラインでの手続きにより、その旨の申請処理を完了するものとします。処理期限までに申請処理が完了していない場合には、契約を 1 年間更新します。なお、当該処理期限については契約者の責任においてご確認いただくものとします。

（レジストラの変更）

第 11 条　契約者は、上位組織の定める手続に従い、かつ、当社がレジストラの変更申込を承諾した場合、ドメイン名を他のレジストラの管理に移すことができます。この場合、当社へレジストラ変更の連絡を行い、当社所定の手続きを行うことにより契約を終了するものとします。

2. 申込者は、上位組織の定める手続きに従い、当社所定の方法でレジストラ変更の申し込みを行うことができます。ドメイン名が当社管理に移管された場合、契約者は、当社が定めるレジストラ変更料金を支払うものとします。

3. 当社は、契約者のレジストラ変更の要求に対しては、契約者が支払を行っていない場合、もしくは契約者が所有しているドメイン名が紛争中の場合にはレジストラの変更を承諾しません。

（注）本規程でいうレジストラの変更には、リセラーの変更も含まれます。

（注）本規程でいうレジストラとは、汎用 JPドメイン名、属性型地域型ドメイン名では、指定事業者を指します。

（注）gTLDにおいて、契約者はMITによるドメイン名の最初の登録から 60 日間はレジストラを変更することは出来ません。最初の登録から 61 日目以後当初のレジストリの定める手続きに従ってドメイン名を他のレジストラに移すことができます。この場合、当社へレジストラ変更の連絡を行い、当社所定の手続きを行うことにより契約を終了することとします。

他社から当社へのレジストラ変更を行う場合において、本サービスにおける契約期間は、レジストラにおけるドメイン名の期限と関わりなく、表 1 に定められた期間とします。レジストラの変更以外で、当社との契約を終了する場合には、本サービスの契約終了時に、レジストラにおけるドメイン名の登録期限も終了し、ドメイン名登録は抹消されます。

（ドメイン名の変更）

第 12 条　属性型 JPドメイン名については、上位組織の定める手続きに従い、当社所定の方法で、登録したドメイン名の変更申込みを行うことができます。変更できるドメイン名の範囲は、登録したドメイン名と同一種類のドメイン名に限られます。ドメイン名の変更が承認された場合、契約者は、当社が別に定める属性型 JPドメインの利用料金を支払うものとします。なお、変更前の属性型 JPドメイン名については、上位組織の定める上位規約に従い、抹消されます。

（契約者による利用契約の途中終了）

第 13 条　契約者は、処理期限までに当社所定の手続きにより、利用契約の解約処理を完了することにより、利用契約を契約期間の途中で終了することができるものとします。

2. 本条により、契約が終了した場合においても、契約者は、当社が定める利用料金の支払義務を負うものとし、当社は、当該契約に係る料金等の払戻を行わないものとします。

（当社による利用契約の解約）

第 14 条　当社は、次に挙げる事由があるときは、利用契約を解約することができるものとします。

（1）第 22 条第 1 項に基づき当社が本サービスの提供を停止したとき

（2）第 22 条第 1 項各号のいずれかの事由があり、本サービスの提供に著しく支障を及ぼすおそれがあると認められるとき

（3）第 19 条の定めに反し、当社からの電子メールによる問い合わせに対し、契約者が発信者あるいは当社に対して当該電子メールの発送後 15 日間以内になんらの応答を行わない場合又は登録された電子メールアドレスが有効でないとき

2. 本条により、契約が終了した場合においても、契約者は、当社が定める利用料金の支払義務を負うものとし、当社は、当該契約に係る料金等の払戻を行わないものとします。

（解約）

第 15 条　理由のいかんにかかわらず、WAKWAK 利用規約に基づく契約が解約された場合、本サービスの利用契約も当然に解約されるものとします。

第 3 章　契約者の義務

（契約者による表明・保証）

第 16 条　契約者は、本サービスの利用に関して、以下の事項に関して表明しこれを保証するものとします。

（1）登録情報がすべて正確であること

（2）ドメイン名あるいはその使用態様が、直接的間接的を問わず、第三者の法的権利を侵害するものでないこと

（3）契約者によるドメイン名の登録および契約者によるドメイン名の使用が、適用されるすべての法に対して常に適法であること

2. 契約者は、ドメイン名の登録、使用に関し、第三者との間で紛争（請求、訴訟等を含む）が発生した場合、当該紛争に関し、当社、上位組織及びレジストリを免責し、当該紛争に当社、上位組織及びレジストリを巻き込んではならないものとします。

3. 契約者は、契約者の登録したドメイン名に関して、第三者と当社、上位組織又はレジストリとの間に紛争が発生した場合には、当社、上位組織又はレジストリを擁護し、免責しなければならないものとします。

（免責の承認）

第 17 条　契約者は、本サービスが「現状のまま」（″as is″ basis）、あるいは、「できればそのように改善する」（″as available″ basis）という基準のもと提供されるものであることに同意します。本規程において当社が認める責任の範囲以外は、本サービスを提供する上位組織あるいは関連するそれ以外のいかなるサービス提供事業者も、明示あるいは黙示を問わず、本サービスの商業的な利用可能性、特定の目的への適合性、第三者の権利の非侵害を保証するものではなく、本サービスの利用が妨げられないこと、本サービスが適時に受けられるものであること、安全であること、あるいは、エラーが生じないものであることを保証するものでもありません。本サービスの利用から契約者その他第三者が被るあらゆる契約上あるいは不法行為に基づく損害について、たとえそれが予見された場合、事前に告知された場合であっても、直接損害、間接損害を問わずいかなる場合においても、責任を負わないことに同意します。

2. 当社は本サービスを前項の免責の同意を前提にして提供するものであり、前項の免責に同意しない契約者に対して、本サービスを提供するものではありません。

（必要情報の提供）

第 18 条　契約更新の時またはそれ以外の時、当社は契約者に対し、利用申込の際に当社に提供した情報以外の情報を提供していただく場合があります。契約者が当該情報の提供を拒否した場合には、契約の更新を行わない場合があります。

2. 契約者は、本サービス利用のために当社に提供した全ての情報を正確かつ最新のものに保つものとします。

（電子メールによる応答義務）

第 19 条　契約者は、当社、上位組織又はレジストリからの通知、連絡が確実に契約者の下に到着し、それに対する応答が速やかに行える状態にあることが、本サービスの利用の継続及び本サービス提供ための必須の要件であること、これに対する違反は本サービスを継続的に利用できるか否かにかかわる重大な要件であることを承諾します。

2. 契約者は、常に当社、上位組織又はレジストリからの電子メールが、契約者の下に確実に到達しうるようにし、それに対して遅滞なく応答をおこなうこととします。

（禁止行為）

第 20 条　契約者は、本サービスの利用にあたり、以下の行為を行わないものとします。

（1）本人の許可なく、他人の情報を用いて、ドメイン名の登録を行う行為

(2)ドメイン名を、本人が使用する意思なく、第三者に転売又は権利譲渡のみを目的として取得する行為

第 4 章 提供中止及び提供停止

(非常事態時の利用の制限)

第 21 条 当社は、天災、事変その他の非常事態が発生し、または発生するおそれがあるときは、災害の予防もしくは救援、交通、通信もしくは電力の供給の確保または秩序の維持に必要な事項を内容とする通信、その他公共の利益のために緊急に行うことを要する通信を優先的に取り扱うため、本サービスを制限する措置を採ることがあります。

(提供中止)

第 22 条 当社は、当社の設備の保守、工事、法定点検、または障害等やむをえないときには、本サービスの提供を中止することができるものとします。

(提供停止)

第 23 条 当社は、契約者が次の各号のいずれかに該当するときは、本サービスの提供を停止することができるものとします。

(1)利用契約上の債務の履行を怠ったとき
(2)第 4 条の規定に違反したとき
(3)第 3 章の規定に違反したとき
(4)WAKWAK 利用規約、WAKWAK 追加規程に違反したとき

2. 契約者が前項各号に該当する行為を行っているか、またはその合理的な疑いがあると判断される場合、当社は事前の通知なく、全部もしくは一部の利用を停止し、あるいは停止のために必要な措置を取ることができるものとします。

(料金等の支払義務)

第 24 条 契約者は、当社が定める本サービスの利用料金を支払う義務を負います。

2. 第 21 条、第 22 条又は、第 23 条の規定に基づき、本サービスの利用が制限され、又は提供中止若しくは提供停止された場合であっても本サービスの利用料金の算出については、当該サービスの提供があったものとして取り扱います。

第 6 章 損害賠償

(責任の制限)

第 25 条 当社は、以下の事項に起因して発生する可能性のあるあらゆる損失について、契約者あるいはその他の者に対して責任を負わないものとします。

(1)本規程に定めるドメイン名の登録停止、ドメイン名の登録取消
(2)契約者のドメイン名の使用
(3)ビジネス上の停止、損失
(4)登録システムへのアクセスの中断あるいはアクセスの遅延
(5)登録システムおよびユーザ間のデータの配信不能、配信間違い
(6)本サービスの合理的な制御を超える事由
(7)申込処理
(8)契約者のドメイン名に関係する契約者のアカウントの修正処理
(9)天災、事変その他の非常事態の発生による損失
(10)この規程に基づき提供されるすべての情報もしくはサービスの誤り、脱落、記述違いに起因する損失
(11)紛争処理方針の適用

2. 当社は、契約者が本サービスの利用に関して情報等が破損または滅失したことによる損害、若しくは契約者が本サービスから得た情報等に起因して生じた損害について、その原因の如何によらず、一切の賠償の責任を負わないものとします。

本規程は 2004 年 9 月 15 日より実施するものとします。
2016 年 5 月 18 日一部改定

表 1 ドメイン名の種類及び契約期間

ドメイン種類	ドメイン名	契約期間	取得条件
gTLD (ジェネリック・トップレベル・ドメイン)	.com, .net, .org	1 年	
汎用 JP ドメイン名	.JP	1 年 (ただし、初年度は JPRS によるドメイン登録日の月から翌年対応月末日までとする)	
.biz ドメイン	.biz	1 年	・商用利用目的であること ・ 売買、賃貸目的でないこと
.info ドメイン	.info	1 年	
属性型地域型 JP ドメイン名 ※1	・ CO ドメイン名 ・ OR ドメイン名 ・ AC ドメイン名 ・ ED ドメイン名 ・ 一般地域型ドメイン名 ・ 地方公共団体ドメイン名	1 年 (ただし、初年度は JPRS によるドメイン登録日の月から翌年対応月末日までとする)	JPNIC 定める規則による

*1「地域型 JP ドメイン名」は、平成 24 年 3 月 12 日をもって新規受付を終了しました。
* レジストラの変更はトランスファ、指定事業者変更、ドメイン名移転から構成されています。
* gTLD トランスファを行った場合は、契約期間は契約起算日より 1 年になります。
* 汎用 JP 指定事業者変更を行った場合は、契約期間は契約起算日より JPRS におけるドメイン名期限になります。
* 汎用 JP ドメイン名移転を行った場合は、契約期間は JPRS によるドメイン登録日の月から翌年対応月末日までになります。
* 属性型地域型 JP 指定事業者変更を行った場合は、契約期間は契約起算日より JPRS におけるドメイン名期限になります。